

# 東京都個人住宅建設資金融資あっせん制度要綱

平成2年5月10日  
2住民貸第1号  
最終改正 平成13年4月13日  
12住開民第539号  
局長 決定

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第1条 この要綱は、一定水準以上の良質な個人住宅の建設又は購入（以下「取得」という。）をしようとする者で資金が不足するため個人住宅の取得をすることが困難な者に対し、東京都（以下「都」という。）が取扱金融機関に個人住宅の取得に必要な資金の融資のあっせん（以下「融資あっせん」という。）を行うことにより、良質な住宅ストックの形成誘導及び個人住宅の取得の促進を図るとともに、マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合等に対して利子補給を行うことにより、居住性能の回復を図り、もって居住水準の向上及び良好な住環境の形成に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋（その一部に事務所、店舗、工場その他の人の居住の用以外の用に供する部分（以下「併用部分」という。）を有するものを含む。以下同じ。）又は家屋の部分をいう。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅又は自己若しくは配偶者の60歳以上の直系尊属若しくは直系卑属（その配偶者を含む。）で独立して生計を営んでいるものの居住の用に供する住宅（以下「親族居住用住宅」という。）をいう。
- (3) 既存住宅 人の居住の用に供した住宅を自己の居住の用に供するために購入するものをいう。
- (4) バリアフリー型住宅 加齢に伴い発生する身体機能の低下に対応することのできる構造・設備をあらかじめ備えた個人住宅をいう。
- (5) 省エネルギー型住宅 循環型社会に対応し断熱構造工事等を行い、かつ、主要構造部分を強化する等耐久性の高い個人住宅をいう。

- (6) 性能評価住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定に基づく住宅性能表示制度を利用し、建設住宅性能評価書を取得する住宅をいう。
- (7) 優良中古住宅 物件の維持管理が良好な既存マンション又は一定の断熱性能など機能的耐用性を備え、かつ維持管理状況が良好な既存住宅をいう。
- (8) コーポラティブ・ハウス 良好な生活環境とコミュニティの形成に寄与するために共同して建設する耐火構造または準耐火構造の個人住宅をいう。
- (9) 増築部分 自己の所有する個人住宅のうち、次のア又はイのいずれかに該当する増築等が行われる居住の用に供する室（以下「居住室」という。）の部分（住宅の一部を除却した後の残存部分に接続して建設する居住室の部分を含む。）をいう。
- ア バリアフリー化増改築 バリアフリー型住宅とするために、増築と改修を併せて行い、若しくはこれと併せて住宅本体の内部及び外部の修繕（以下ア及びイにおいて「修繕」という。）を行い、又は改修若しくはこれと併せて修繕を行うことをいう。ただし、この増築、改修、修繕については、自己又は親族の居住の用に供するものに限る。
- イ 高齢者同居等増改築 60歳以上の高齢者若しくは心身障害者又は火事、水害等の災害によるり災者である自己若しくは親族の居住の用に供するために、増築、改修又は修繕を行うことをいう。ただし、災害によるり災者については、修繕に限る。
- (10) 公営住宅等転出者 都の地域内（以下「都内」という。）に所在する次のいずれかの住宅に入居している者で、当該住宅を明け渡すために転出するものをいう。ただし、ア又ウの住宅に入居している者のうち、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）第30条（第51条において準用する場合を含む。）の規定により高額所得者である旨の通知を受けた者にあつては、当該通知を受けた日から3年を経過した日の属する年度末までに転出する者に限る。
- ア 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅
- イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第6項に規定する改良住宅
- ウ 東京都営住宅条例第2条第1項第3号に規定する特定都営住宅、同項第5号に規定する都営再開発住宅、同項第6号に規定する都営従前居住者用住宅又は同項第7号に規定する都営コミュニティ住宅
- エ 東京都福祉住宅条例（昭和35年東京都条例第38号）第2条第2号に規定する福祉住宅
- オ 東京都引揚者住宅条例（昭和26年東京都条例第61号）第1条に規定する東京都引揚者住宅
- カ 東京都小笠原住宅条例（昭和45年東京都条例第38号）第2条第3号に規定する小笠原住宅

- キ 東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和63年東京都条例第103号）第2条第1号に規定する地域特別賃貸住宅
- ク 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された東京都住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）が建設した賃貸住宅で建替対象住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく都民住宅を除く。）
- ケ 東京都特定公共賃貸住宅条例（平成5年東京都条例第65号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅
- コ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第1項に基づき区市町村が建設した特定優良賃貸住宅
- サ アからコまでに掲げる公営住宅等に準ずる住宅で知事が認めるもの

(11) 公共事業立ち退き者等及び再開発地区内権利者

ア 公共事業立ち退き者等 次のいずれかの事業の施行により、都内に所在する自己の所有する個人住宅を除去されるために当該個人住宅を立ち退く者、又は都内の公共事業施行区域内に公共事業施行に適合した住宅を建設する者をいう。

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画事業

(イ) 住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業

(ウ) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業

(エ) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業

(オ) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の認定を受けている事業

(カ) 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）に基づく特定公共事業

(キ) (ア) から (カ) までに掲げる事業に準ずる事業で知事が認めるもの

イ 再開発地区内権利者 都市計画法に基づく市街地再開発事業により、都内に建築される施設建築物内の住宅を個人住宅として購入する者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 施行地区内に宅地を有していた者

(イ) 施行地区内に借地権を有していた者

(ウ) 施行地区内に権原に基づき建築物を有していた者

(エ) 施行地区内の建築物について借家権を有していた者

(12) 不燃化事業対象者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 東京都都市防災不燃化促進助成費補助要綱（平成2年4月1日都市防第431号）に基

づく都市防災不燃化促進事業地域内で建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に定める耐火構造（以下「耐火構造」という。）の個人住宅を建設する者

イ 特別区単独の不燃化促進事業区域内で、かつ、都が定める防災生活圏を構成する道路及び公園の周辺区域内において、耐火構造の個人住宅を建設する者

ウ 東京都防災都市づくり推進計画の木造住宅密集地域整備プログラムに定める早急に整備すべき市街地又は東京都木造住宅密集地域整備促進事業地区内で耐火構造及び建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物の個人住宅を建設する者

(13) 災害によるり災者 都内で火事・水害等の災害により、融資あっせんの申込みの日以前1年以内に滅失（修理不能となった半壊、半焼及び半流失を含む。以下同じ。）し、都内に個人住宅を取得する者で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、増築部分の火事・水害等の災害によるり災者は除く。

ア 被災した住宅を災害時に所有し、居住していた者

イ 被災した住宅を災害時に使用し、居住していた者

(14) 心身障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める4級以上の障害がある者

イ 恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3の第1款症以上の障害がある者

ウ 精神発育の遅滞の程度が中度（総合判定で3度）以上の知的発達障害者

エ ウに掲げる者と同程度の精神の障害を有すると知事が認める者

(15) 取扱金融機関 この要綱に基づく融資を行う別表第1に掲げる金融機関をいう。

(16) 全期間固定金利型 取扱金融機関が取り扱う住宅ローンで償還期間中、全期間、固定金利の住宅ローンをいう。

(17) 変動金利型等 次に掲げる変動金利型と固定金利選択型をいう。

ア 変動金利型 取扱金融機関が取り扱う住宅ローンで、返済途中で、金融情勢の変化に伴い、金利が変動する住宅ローンをいう。

イ 固定金利選択型 取扱金融機関が取り扱う住宅ローンで、借受者が償還期間内で5年又は10年のそれぞれ取扱金融機関の定める固定金利が適用される期間を選択する住宅ローンをいう。

(18) マンション改良工事 分譲マンション（区分所有権の目的となる建物の部分（以下「専有部分」という。）と専有部分以外の建物の部分及び専有部分に属しない建物の附属物等（以下「共用部分」という。）を有する分譲の共同住宅をいう。）の共用部分を改良・修繕する

工事（立体駐車場の設置工事及び耐震改修工事を含む。）又は賃貸住宅（賃貸の共同住宅をいう。）の改良工事をいう。

（融 資 枠）

第3条 融資あっせん及びマンション改良工事の助成対象の総額及び戸数は、毎年度予算の範囲内において住宅局長（以下「局長」という。）が定める。

（融資対象住宅）

第4条 融資あっせんの対象となる個人住宅（以下「融資対象住宅」という。）は、次のいずれかに該当し、都内に所在する住宅とする。

- (1) 公営住宅等転出者が取得する住宅
- (2) 公共事業立ち退き者等及び再開発地区内権利者が取得する住宅
- (3) 不燃化事業対象者が取得する住宅
- (4) 災害によるり災者が取得する住宅
- (5) コーポラティブ・ハウス
- (6) 性能評価住宅
- (7) 局長が別に定める要件を備えたバリアフリー型住宅かつ省エネルギー型住宅
- (8) 局長が別に定める要件を備えた優良中古住宅
- (9) 局長が別に定める要件を備えたバリアフリー化増改築を行う住宅
- (10) 局長が別に定める要件を備えた高齢者同居等増改築を行う住宅 ただし、次に掲げる者に対する融資あっせんについては、都内以外の一定区域（別表第2に掲げる市町村の区域をいう。以下同じ。）に所在する住宅も、融資対象住宅とする。

(ア) 公営住宅等転出者

(イ) 第2条第11号アに定める公共事業立ち退き者等

2 融資対象住宅は、次に掲げる要件を満たす住宅でなければならない。

- (1) 1戸当たりの居住の用に供する部分（以下「専用部分」という。）の面積が80平方メートル（購入する戸建て住宅にあっては70平方メートル）以上175平方メートル以下であること。ただし、次のアからカまでに掲げる住宅については、それぞれアからカまでに定める面積とする。

ア 購入する共同住宅（地上階数3以上の耐火構造の共同建て住宅で4以上の住戸を有するものをいう。以下同じ。） 50平方メートル以上175平方メートル以下

イ 60歳以上の高齢者及びその親族（高齢者とその配偶者のみの場合を除く。）、6人以上の親族、心身障害者及びその親族並びに親、子、孫等の2世帯（それぞれの世帯に同居

予定の世帯員がある世帯に限る。)が同居する住宅 80平方メートル(購入する戸建て住宅にあつては70平方メートル)以上280平方メートル以下

ウ 不燃化事業対象者が既存の個人住宅を取り壊して新たに個人住宅を建設する場合において、取り壊した当該既存の個人住宅の専用部分の面積が175平方メートルを超える住宅80平方メートル以上280平方メートル以下。ただし、住宅金融公庫の都市居住再生融資を受けて共同又は協調による建替えを行う場合の住宅については、30平方メートル以上175平方メートル以下

エ コーポラティブ・ハウス 55平方メートル(連続建て、重ね建てにあつては、80平方メートル)以上175平方メートル以下

オ 既存の戸建て住宅(1戸建て、連続建て、重ね建て又は耐火構造の住宅で共同住宅以外のものをいう。) 60平方メートル以上175平方メートル以下

カ 増築部分の専用部分(既存住宅部分を含む。)の面積 50平方メートル(共同住宅については40平方メートル)以上175平方メートル以下。ただし、60歳以上の高齢者及びその親族(高齢者とその配偶者のみの場合を除く。心身障害者及びその親族並びに6人以上の親族及び親、子、孫等の2世帯(それぞれの世帯に同居予定の世帯がある世帯に限る。)が同居する住宅については、50平方メートル(共同住宅については40平方メートル)以上280平方メートル以下

(2) 敷地面積が100平方メートル以上であること。ただし、次のア、イ又はウの一に該当するものについては、この限りでない。

ア 昭和57年1月1日以前に供給された宅地で、同日後に分筆又は分割がなされていないもの。

イ 購入する共同住宅及び増築部分に係る敷地

ウ 住宅金融公庫が認める場合

(3) 原則として2以上の居住室と玄関、炊事室、便所、浴室及び洗面設備を有していること。

(4) 各戸に電気、水道及びガスの計量器が1個ずつ設置されていること。

(5) 住宅金融公庫の定める要件を備えていること。ただし、前項第9号及び第10号に規定する住宅については、この限りでない。

(6) 優良民間賃貸住宅等利子補給助成制度要綱(平成3年7月23日3住開民第82号)に基づく賃貸住宅に併存する個人住宅に融資あつせんをする場合にあつては、前号の規定にかかわらず耐火構造であること。

(7) 建築基準法その他関係法令に適合していること。

3 購入をする個人住宅にあつては、前項に定めるもののほか、次に定める要件を満たす住宅でなければならない。

(1) 申込みの日以後、知事の指定する期日までに、所有権保存登記又は所有権移転登記が完了し、かつ、居住すること。

(2) 新築の住宅にあつては、建築基準法第6条の規定による建築確認通知を受け、かつ、融資あつせんの申込みの日以前3年以内に同法第7条第3項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けているか、又は知事の指定する期日までに受けられること。

(3) 既存住宅にあつては、建設後の経過期間が融資あつせんの申込みの日の属する年度の当初において、次のア又はイに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める期間を超えないこと。ただし、住宅金融公庫で定める優良中古マンション及び一定の耐震性を確保しており、かつ、劣化状況が一定の範囲内のものとして住宅金融公庫が認定した住宅については、この限りでない。

ア 耐火構造又は住宅金融公庫が耐火構造と同等と認める準耐火構造の住宅 25年

イ アに掲げる住宅以外の住宅 20年

4 増築部分にあつては、既存の住宅部分について現にこの要綱に基づく融資を受けている場合は、当該融資についての決定が前々年度以前になされていなければならない。ただし、災害によるり災者（申込みの日以前1年以内に都内でり災した者に限る。以下同じ。）については、この限りでない。

(申込資格)

第5条 融資のあつせんを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) この要綱に基づき融資を受けた資金（以下「融資金」という。）の償還が完了する時の年齢が70歳以下であること。ただし、次に掲げる要件に該当するときは、融資あつせんの申込みの日の年齢が70歳以下であれば足りるものとする。

ア 申込者の20歳以上の子（孫等を含む。）で、定期的な収入があるか、又は将来それが見込まれるもの（以下「債務承継者」という。）を有すること。

イ 申込者及び債務承継者が融資を受けて取得をする個人住宅に同居すること。

ウ 債務承継者がこの要綱に基づく融資を現に受けていないこと。

エ 債務承継者が連帯債務者となること。

(2) 申込者の前年の収入が収入分位80パーセント以下であること。ただし、次に掲げる者についてはこの限りでない。

ア 東京都営住宅条例第28条の規定による収入超過者となって5年に満たない者

イ 不燃化事業対象者

ウ 災害によるり災者

(3) 融資金の返還及び融資金の利子の支払について十分な能力を有すること。

(4) 都道府県税及び区市町村税を滞納していないこと。

(5) 住宅金融公庫の個人住宅の取得（改良を含む。）に係る資金の融資を受けること。ただし、申込者の取得する住宅が第4条第1項第9号又は第10号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 日本国籍を有する者又は外国人のうち局長が定める者であること。

2 次に掲げる者が前項第1号ただし書又は第3号に規定する要件を有していない場合において、その子又は子の配偶者（以下「子等」という。）が同項の要件を有しているときは、その者及び子等が同居する場合に限り、子等が融資あっせんの申込みをすることができる。

(1) 公営住宅等転出者

(2) 公共事業立ち退き者等及び再開発地区内権利者

(3) 不燃化事業対象者

(4) 災害によるり災者

(5) バリアフリー化増改築をする者

(6) 高齢者同居等増改築をする者

（親族居住用住宅の融資あっせんの申込資格）

第6条 前条第1項の規定に該当する者は、親族居住用住宅の取得（増築部分の建設を含む。）をする場合において、次の要件に該当するときは、前条第2項の規定にかかわらず、融資あっせんの申込みをすることができる。

(1) 申込者又は配偶者の60歳以上の直系尊属等（以下この条において「親等」という。）が同一の区市町村の区域（区にあっては、23区の区域を一つの区域とする。以下同じ。）又は隣接する区市町村の区域に居住することとなること。

(2) 子等が親等の居住する住宅を新築、購入等をする場合は、子等及び親等と共に都内に居住することとなること。ただし、親等が公営住宅等転出者及び公共事業立ち退き者等である場合は、親等は都内以外の一定区域に居住することができる。

(3) 住宅金融公庫の住まいひろがり特別融資（親族居住型）の融資を受けること。ただし、増築部分の建設については、この限りではない。

（融 資 額）



第7条 住宅金融公庫の融資を受ける場合における都の融資額は、次項に定める融資限度額から住宅金融公庫の融資の合計額を控除した額で、かつ、100万円以上とする。この場合において、住宅金融公庫の融資額が住宅金融公庫の定める住宅融資額及び土地融資額の基本融資の限度額に満たない場合は、それぞれの基本融資の限度額の融資を受けたものとみなす。

2 融資限度額は、都の融資額と住宅金融公庫の融資額との合算額とする。ただし、次の各号に掲げる額のうち最も低い額を限度とする。

(1) 償還額が申込者の年収（給与所得のみの者にあつては前年における収入金額、その他の者にあつては同年における所得金額をいう。以下同じ。）の25パーセントに相当する額に見合う融資額

(2) 局長が別に定める住宅の取得に要する費用に100分の90を乗じて得た額。ただし、第4条第1項ただし書（ア）又は（イ）に該当する場合は、100分80を乗じて得た額

(3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 個人住宅の取得をする場合 4,590万円

イ 増築部分の建設をする場合 860万円

ウ 災害り災により増築部分の修繕をする場合 660万円

3 第2項第1号の年収には、申込者と同居する配偶者（内縁関係にある者及び取得する住宅の入居時まで婚姻する婚約者を含む。）、親（配偶者の親を含む。）、子等のうち1人を連帯保証人又は連帯債務者とすることにより年収を合算することができる。（以下「収入合算者」という。）この場合において、合算する額は、申込者の年収の額を限度とする。

4 第4条第1項第9号又は第10号に該当する住宅を取得する者が住宅金融公庫の融資を受けない場合における都の融資額は、第2項第1号に規定する額の範囲内で、かつ、当該増築部分の建設に要する費用に100分の90を乗じて得た額又は720万円（災害り災により増築部分を修繕する場合は520万円）のうちいずれか低い額を限度とする。ただし、その額は、100万円以上とする。

（金利型の選択）

第8条 融資あつせんの申込みを行う者は、申込み時に第2条第16号に定める全期間固定金利型又は同条第17号に定める変動金利型等の金利の選択をしなければならない。

2 前項に基づき、変動金利型等の金利を選択した場合は、第36条に規定する利子補給期間中の金利の変更及び選択については、次の各号の定めによるものとする。

(1) 申込み時に変動金利型を選択した場合は、利子補給期間中は、変動金利型のみを選択することとし、他の金利型への変更をすることはできない。

- (2) 申込み時に固定金利選択型10年を選択した場合は、利子補給期間中は、他の金利型への変更をすることはできない。
- (3) 申込み時に固定金利選択型5年を選択した場合は、利子補給期間中は、5年の特約期間終了時に、再度、固定金利型5年又は変動金利型を選択することとする。

(借受者の負担する利子)

第9条 全期間固定金利型を選択した場合の融資あっせんによる融資を受けた者（その者が死亡した場合における債務承継者を含む。以下「借受者」という。）の負担する利子は、融資金の全額を受けた日の翌日から10年間は年2.65パーセントの利率により計算して得た額を負担するものとし、11年目以降は第35条第1項に定める取扱金融機関の取得する利率により計算して得た額を負担するものとする。

2 変動金利型等を選択した場合の借受者の負担する利子は、融資金の全額を受けた日の翌日から10年間は、融資実行日における各取扱金融機関の定める利率から第36条第2項第2号に定める率を控除して得た利率により計算して得た額を負担するものとし、11年目以降は各取扱金融機関の定める利率により計算して得た額を負担するものとする。

3 第23条の規定により融資を受けた利子は、各取扱金融機関の定める利率により計算して得た額とする。

(延滞利子)

第10条 借受者は、償還すべき金額を納入すべき期日までに納入しないときは、当該償還すべき金額について、延滞日数に応じ、年14.0パーセントの割合で計算した延滞利子を取扱金融機関に支払わなければならない。

(償還期間)

第11条 融資金の償還期間は、次の各号に掲げる取得等をする個人住宅の種目及び構造の区分により、当該各号に定める期間から借受者の融資金が償還する時の年齢に応じて、選択することができる。この場合において、償還期間の起算日は、第26条第1項の規定による融資金の全額の融資が完了した日の翌日とする。

- (1) 新築住宅（準耐火構造及び耐火構造に限る。） 10年 15年 20年 25年 30年
- (2) 新築住宅（木造に限る。） 10年 15年 20年 25年 30年（住宅金融公庫が30年の償還期間を認める場合に限る。）
- (3) 既存住宅（準耐火構造及び耐火構造に限る。） 10年 15年 20年 25年（住宅金融公庫が優良中古マンション又は優良中古住宅と認める場合に限る。）

- (4) 既存住宅（木造に限る。） 10年 15年 20年（住宅金融公庫が認める優良中古住宅又は建設後の経過年数が15年以内のものに限る。）
- (5) 増築（準耐火構造及び耐火構造に限る。） 5年 10年 15年 20年
- (6) 増築（木造に限る。） 及び改修・修繕 5年 10年 15年

（償還方法）

第12条 融資金の償還方法は、償還期間における元利均等月賦償還による方法又は元利均等月賦償還及び元利均等6箇月償還の併用による方法のいずれかを借受者が選択することができる。ただし、第23条の規定により中間金の融資を受ける場合は、借受者は、第26条第1項の規定により残額の融資を受けるまでの間の利子について取扱金融機関の定めに基づき支払わなければならない。

2 元利均等月賦償還及び元利均等6箇月償還の併用による方法を選択した場合の元利均等6箇月償還に係る融資額は、融資金の総額の2分の1以内の額（50万円を単位とする。）とし、元利均等月賦償還に係る融資額は、融資金の総額から元利均等6箇月償還に係る融資額を控除した額とする。

（繰上償還）

第13条 借受者は、償還期間中、融資金の残額について全部または一部を繰上償還（以下「繰上償還」という。）をすることができる。

なお、この場合にあつては、借受者の負担する事務手数料は、取扱金融機関の定めによるものとする。ただし、全期間固定金利型を選択した借受者（平成9年度以前の本要綱に基づき融資契約を締結した利子補給対象者を含む。）の負担する事務手数料は、当分の間、別に定めるものとする。

## 第2章 融資あっせんの手続

（融資あっせんの周知）

第14条 知事は、毎年度融資あっせんに関し、融資あっせんの概要、受付期日、受付場所その他の申込みに必要な事項を、新聞、ラジオ、テレビジョン、掲示等の方法により公表し、都民に周知するものとする。

（申込みの受付）

第15条 申込みの受付は、毎年度5月に開始し、翌年2月までの間行うことを定例とする。た

だし、融資あっせん及びマンション改良工事に伴う利子補給の申込みが第3条の融資あっせん及びマンション改良工事の助成対象の総額及び戸数に達したときは、申込みの受付を締め切るものとする。

(融資あっせんの申込み)

第16条 申込者は、融資あっせんの申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に申し込まなければならない。

- (1) 住民税課税証明書等前年の年収を証明する書類
- (2) 第4条第1項に該当する事実を証する書類
- (3) 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(融資あっせん予定者)

第17条 知事は、前条の規定による融資あっせんの申込みをした者を融資あっせん予定者と決定し、融資あっせん予定通知書により当該融資あっせん予定者に通知する。

(資格審査)

第18条 融資あっせん予定者は、知事が指定する期日までに、次に掲げる書類のうち知事の指定する書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 融資あっせん予定通知書
- (2) 資金計画書
- (3) 住宅金融公庫の融資予約（承認）通知書の写し
- (4) 建築基準法第6条に規定する確認済証の写し、案内図、平面図、立面図、住宅の面積計算表及び敷地の面積計算表
- (5) 土地及び建物の登記簿謄本
- (6) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 新築又は既存住宅の購入の場合にあつては、住宅金融公庫の購入物件審査に関する書類
- (8) 敷地が借地の場合にあつては、土地使用承諾証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による書類の提出があつたときは、これを審査し、適格であると認める者を融資あっせん者として決定するとともに、速やかに、融資あっせん予定者及び取扱金融機関にその旨を通知する。

(取扱金融機関による融資)

第19条 取扱金融機関は、融資あっせん者に対し、この要綱の定めるところにより融資を行わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 融資あっせん者が銀行取引停止処分を受けているとき。
- (2) 融資あっせん者に融資金の償還が困難になることが予想される重大な事由があるとき。
- (3) 融資あっせん者又は融資に係る担保物件に関して、債権保全上重大なかしがあるとき。
- (4) 融資あっせんに係る既存住宅の担保価値が当該融資額と著しく差異があるとき。

2 取扱金融機関は、融資あっせん者に対する融資を拒否するとき、又は当該融資あっせんについて疑義があるときは、速やかに、知事にその内容又は理由を通知し、協議しなければならない。

(融資に関する契約の締結)

第20条 融資あっせん者及び取扱金融機関は、第18条第2項の規定による通知を受けた日から起算して30日以内に融資に関する契約を締結しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定による契約の締結の完了後、遅滞なく、融資契約締結完了通知書により知事に通知しなければならない。

(融資あっせん決定の取消し)

第21条 知事は、融資あっせん者が次の各号の一に該当するときは、第18条第2項の規定による融資あっせん者としての決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申込みによって融資あっせん者としての決定を受けたとき。
- (2) 第19条第1項各号の一に該当するとき。
- (3) 正当な理由がなく前条第1項に規定する期間内に、契約の締結をしなかったとき。

(工事の着手)

第22条 融資あっせん者は、第20条第1項の規定により契約を締結した日から起算して60日以内に、個人住宅又は増築部分の建設工事に着手しなければならない。ただし、災害により災者が行う修繕で、知事が認めたものについては、この限りでない。

(中間金の融資)

第23条 取扱金融機関は、融資あっせん者が中間金の融資を希望するときは、次の各号の住宅の構造に応じ、当該各号に規定する工程に達した後に、融資金の2分の1に相当する金額を限度とする額を融資することができる。

- (1) 木造住宅 屋根及び壁下地の工事が完了したとき。
- (2) 準耐火構造住宅（組立式のものに限る。） 壁体の組立て及び屋根工事が完了したとき。
- (3) 準耐火構造住宅（鉄骨構造のものに限る。） 主要構造部の鉄骨の組立て、外壁下地の取付け及び屋根工事が完了したとき。

(4) 耐火構造住宅（鉄筋コンクリート構造のものに限る。） 屋根スラブの打上げ及び戸界壁の工事が完了したとき。

(5) 耐火構造住宅（鉄骨構造のものに限る。） 屋根スラブの打上げ及び戸界壁の工事並びに耐火被覆工事が完了したとき。

（中間審査及び中間金の融資）

第24条 融資あっせん者は、前条の規定による中間金の融資を受けようとするときは、住宅金融公庫の中間現場審査完了後、中間審査申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、中間審査を受けなければならない。

住宅金融公庫の現場審査に関する通知書の写し

2 知事は、前項の規定による中間審査の結果適格と認められた場合は、中間審査結果通知書により融資あっせん者に通知する。

3 融資あっせん者は、前項の中間審査結果通知書を取扱金融機関に提示し、中間金の融資を受けるものとする。

4 取扱金融機関は、前項の規定による中間審査結果通知書の提示があったときは、直ちに中間金の融資を行うとともに、遅滞なく、融資実行通知書により知事に通知しなければならない。

（完成審査）

第25条 融資あっせん者は、個人住宅の建設（増築部分を含む。）が完成し、又は個人住宅の購入をしたときは、速やかに、完成審査申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、完成審査を受けなければならない。ただし、増築部分の改修及び修繕（増築で建築確認が不要なもの又は対象でないものを含む。）にあつては、この要綱に定める要件に適合しているかどうかについて、知事が指定する職員による実地検査を受けなければならない。

(1) 当該個人住宅が新築の住宅又は増築する居室にあつては、検査済証の写し。ただし、当該個人住宅の所在地が都市計画区域外である場合は、当該個人住宅に係る登記簿謄本

(2) 前号に掲げるもののほか、知事の指定する書類

2 知事は、前項の規定による完成審査の結果適格と認められたときは、完成審査結果通知書により融資あっせん者に通知するものとする。

（融資の実行）

第26条 取扱金融機関は、融資あっせん者が前条第2項の完成審査結果通知書を提示したときは、融資あっせんを受けて取得をする個人住宅（土地を含む。第29条及び第30条において同じ。）に抵当権の設定をした後、融資金の全額又は融資金の総額から第23条の規定により既に融資した中間金を控除した残額の融資を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資を行ったときは、遅滞なく、融資実行通知書により知事に通知しなければならない。

(融資実行に係る手続完了の期日)

第27条 融資あっせん者は、第20条第1項の規定により取扱金融機関と融資に関する契約を締結した日から起算して500日以内に、融資実行に係る手続を完了させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(繰上償還の報告)

第28条 取扱金融機関は、借受者が第13条の規定により繰上償還をしたときは、遅滞なく、繰上償還報告書により知事に報告しなければならない。

### 第3章 担保等

(所有権の登記)

第29条 借受者は、融資あっせんを受けて取得をする個人住宅について、自己の名義で所有権の保存又は移転の登記をしなければならない。

2 借受者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が当該個人住宅の取得に要する資金を提供している場合その他知事が認める場合は、その者との共有の登記をすることができる。

この場合において、借受者の当該個人住宅の所有権の持分割合は、2分の1以上でなければならない。

(1) 借受者の配偶者（内縁関係にある者を含む。）又は子等

(2) 親族（前号に掲げる者を除く。）

(所有権の制限の禁止)

第30条 前条の規定により登記をする所有権は、所有権移転請求権又は買戻権により制限されないものでなければならない。ただし、融資を受けて取得をする個人住宅が、都、住宅供給公社又は財団法人東京都新都市建設公社の分譲する住宅であり、かつ、制限する権利が買戻権である場合は、この限りでない。

(抵当権の設定等)

第31条 借受者は、融資あっせんを受けて取得をする個人住宅（増築部分を建設する場合にあっては、既存の個人住宅部分を含む。）及び土地（増築部分の建設が軽易な場合を除く。）に、取扱金融機関のために第1順位の抵当権を設定しなければならない。ただし、次に掲げ

る場合は、次順位とすることができる。

- (1) 当該個人住宅又は土地について住宅金融公庫の融資を受ける場合において、住宅金融公庫のために先順位の抵当権を設定しなければならないとき。
- (2) 増築部分を建設する場合において、当該既存の個人住宅又は土地の取得にあたり既に抵当権を設定しているとき。

(担保の提供等)

第32条 借受者は、第29条第2項の規定により所有権の共有の登記をする場合は、取扱金融機関のために、借受者以外の共有者全員をして当該個人住宅又は土地の所有権の持分を担保として提供させるとともに、融資金の償還について連帯して保証させ、又は連帯して債務を負わせなければならない。

2 借受者（増築部分の建設が軽易な場合を除く。次項において同じ。）は、自己の所有する当該土地についての融資を受けない場合又は当該個人住宅に同居若しくは入居する者が当該土地の所有者である場合であっても、当該土地に取扱金融機関のために抵当権を設定しなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

3 借受者は、前項に規定する土地に第三者の権利に係る登記がある場合は、当該第三者の権利に係る登記を抹消しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第三者の権利が土地に関する所有権以外の権利で、かつ、当該土地の購入に関するものである場合
- (2) 当該土地が都市基盤整備公団が分譲した土地であり、その権利が買戻権である場合

4 増築部分を建設する借受者は、増築部分及び当該既存の個人住宅の所有権を有しない場合であっても、取扱金融機関のためにその所有者をして当該増築部分及び当該既存の個人住宅を担保として提供させなければならない。

5 借受者は、融資あっせんを受けて取得をする個人住宅又は土地に、第30条ただし書又は第3項第2号に規定する買戻権が設定されている場合は、当該買戻権に係る買戻代金の支払請求権に取扱金融機関のために質権を設定しなければならない。

(団体信用生命保険等)

第33条 取扱金融機関は、融資金に係る債権を担保するため、借受者に団体信用生命保険をつけなければならない。ただし、借受者が団体信用生命保険をつけるための要件に欠ける場合は、次の要件を有する連帯保証人（法人を除く。）を立てなければならない。

- (1) 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県又は山梨県の区域に住所を有する者で、借受



者の配偶者でない者

- (2) この要綱に基づく融資を現に受けていない者
- (3) 都道府県民税及び区市町村民税を滞納しておらず、かつ、年収が融資金の償還額の4倍以上ある者その他融資金の償還について確実な保証能力を有する者
- (4) 融資金の償還完了時の年齢が70歳以下である者

(火災保険)

第34条 借受者は、融資あっせんを受けて取得をした個人住宅について、融資金の償還完了までの期間中、融資金相当額以上又は建物の時価額の保険金額の火災保険をつけるとともに、当該保険金請求権に対して、取扱金融機関のために質権を設定しなければならない。

#### 第4章 利子補給等

(取扱金融機関の取得する利子)

第35条 借受者が全期間固定金利型を選択した場合の取扱金融機関のこの要綱に基づく融資により取得することができる利子は、年4.41パーセントの利率により計算して得た額を限度とし、別に局長が定めるものとする。ただし、第11条に規定する融資金の償還期間が30年のものについては、年4.61パーセントの利率により計算して得た額を限度とし、本文の規定を準用する。

- 2 借受者が変動金利型等を選択した場合の取扱金融機関のこの要綱に基づく融資により取得することができる利子は、各取扱金融機関の定める利率により計算して得た額とする。

(利子補給金)

第36条 この要綱に基づいて取扱金融機関が融資した融資金について、当該取扱金融機関に対し都が支払う利子補給の期間は借受者が融資金の全額を受けた翌日から10年を限度とする。

- 2 前項に掲げる利子補給の期間中、都の支払う利子補給の額（以下「利子補給金」という。）は、次の各号に定める利率により計算して得た額を毎月取扱金融機関に支払うものとする。

- (1) 借受者が全期間固定金利型を選択した場合は、前条第1項に規定する利率から第9条第1項に規定する利率を控除した率
- (2) 借受者が変動金利型等を選択した場合は、年0.55パーセント

(利子補給金の返還等)

第37条 知事は、借受者が次の各号の一に該当すると認めるときは、第18条第2項の規定による融資あっせん者としての決定を取り消すとともに、取扱金融機関に対し既に支払った利子補給金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽り又は不正の申請を行ったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により決定を取り消すとともに、利子補給金の返還を求めるときは、速やかに、借受者及び取扱金融機関に対しその旨を通知するものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の規定により既に受領した利子補給金の全部又は一部の返還を求められたときは、都に返還すべき利子補給金相当額を借受者に負担させることができる。

4 取扱金融機関は、借受者が次の各号の一に該当するとき、第20条第1項の規定により締結した融資に関する契約を解除し、既に融資した融資金又は償還すべき元利金を一時に返還させることができる。

- (1) 正当な理由がなく融資金の償還又は延滞利子の支払を怠ったとき。
- (2) 融資あっせんを受けて取得をした個人住宅が滅失し、又は著しくき損したとき。
- (3) 第2項の規定による通知を受けたとき。

(損失補償)

第38条 都は、取扱金融機関がこの要綱に基づく融資について事故により損失を受けた場合は、融資総額の10パーセントの額を限度として償還期間が満了する日までの期間にわたり損失補償を行う。

2 取扱金融機関は、借受者が月賦償還及び6か月償還に係る償還金（以下「償還金」という。）若しくは第12条第1項ただし書に規定する中間金に係る利子を引き続き3回以上支払わないとき、又は死亡、破産、銀行取引停止処分等により償還金の償還が困難であると認めるときは、その事実を知事に通知しなければならない。

3 知事は、前項の規定による通知を受けた日から60日以内に借受者に関する調査を行い、その結果に基づき、その取扱いについて取扱金融機関と協議するものとする。

4 取扱金融機関は、前項の規定による協議の結果、知事が当該取扱金融機関が被った損失の補償（以下「損失補償」という。）をする必要があると認めるときは、借受者に対し、残存債務の一時返還の請求を行わなければならない。

5 取扱金融機関は、借受者が死亡した場合において団体信用生命保険の請求のための手続を行うために必要があるときは、第3項の規定による協議を行う前に、前項の規定による債務の一

時返還の請求を行うことができることとし、その請求を行ったときは、その旨を知事に報告しなければならない。この場合における第3項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは、「団体信用生命保険の保険金により補てんされる額が確定する日まで」とする。

- 6 都は、取扱金融機関が第4項の規定により残存債務の一時返還の請求を行い、補償すべき額が確定した後（団体信用生命保険に係る手続を行う場合にあっては、補てんされる額が確定した後）に、損失補償を行うものとする。この場合における損失補償の額は、償還を延滞した償還金（元金部分に対する延滞利子を含む。）、一時返還の請求に係る融資金（延滞利子を含む。）及び取扱金融機関がつけた火災保険に係る保険料の合計額（借受者が死亡した場合において団体信用生命保険の保険金より補てんされるときは、その額を控除した額）とする。
- 7 前項の規定により損失補償を受けた取扱金融機関は、損失補償を受けた後も善良なる管理者の注意をもってその債権の保全及び回収に努め、これを回収したときは、その回収した額から回収のために要した費用を控除した額を都に支払わなければならない。
- 8 取扱金融機関は、前項の規定による債権の保全及び回収が困難又は不相当であると認めるときは、知事と協議の上、当該損失補償金を債権に充当することができる。この場合において、当該債権は、都が取得する。

（利子補給等に関する契約）

第39条 都及び取扱金融機関は、毎年度融資に係る業務の取扱い並びに利子補給及び損失補償に関する契約を締結するものとする。

## 第5章 マンション改良工事に伴う利子補給

（利子補給対象）

第40条 利子補給の対象となるマンション（以下「利子補給対象マンション」という。）は、都内に所在する分譲マンション又は賃貸住宅とする。

なお、賃貸住宅の取扱いについては、第51条から第51条の8の定めによる。

（申込資格）

第41条 マンション改良工事に伴う利子補給を受けようとする者（以下「マンション改良工事申込者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 管理組合（区分所有者等全員で構成される、建物及びその敷地並びに附属施設の管理を行うための団体をいう。）又は公社長期分譲マンション（住宅供給公社が分譲したマンション

のうち、分譲代金等の支払が完了するまで住宅等の所有権を留保しているマンションをいう。  
以下同じ。)の管理をしている住宅供給公社であること。

(2) 住宅金融公庫の「マンション共用部分リフォームローン」による融資(以下「公庫リフォームローン」という。)を受けマンション改良工事を行うこと。

(3) 公庫リフォームローンを受けるに当たり財団法人マンション管理センターの債務の保証を得ること。ただし、公社長期分譲マンションの管理をしている住宅供給公社については、この限りでない。

(利子補給の申込み)

第42条 マンション改良工事申込者は、利子補給の申込書に住宅金融公庫に提出したマンション改良工事に伴う資金借入れの申込書の写しを添えて、知事に申し込まなければならない。

(マンション改良利子補給予定者)

第43条 知事は、前条の規定による利子補給の申込みをした者をマンション改良利子補給予定者と決定し、マンション改良利子補給予定通知書により通知する。

(利子補給交付申請及び資格審査等)

第44条 マンション改良利子補給予定者は、知事が指定する期日までに、マンション改良利子補給交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) マンション改良利子補給予定通知書
- (2) 住宅金融公庫の融資承認通知書の写し
- (3) 住宅金融公庫に提出した修繕工事を明示した設計図書の写し
- (4) 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による書類の提出があったときは、これを審査し、適格であると認める者をマンション改良利子補給対象者として決定するとともに利子補給交付を決定し、マンション改良利子補給資格及び利子補給交付決定通知書により通知する。

3 利子補給対象額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給対象者資格及び交付決定の取消し)

第45条 知事は、マンション改良利子補給対象者が次の各号の一に該当するときは、前条の規定によるマンション改良利子補給対象者としての資格決定及び利子補給交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申込みによって利子補給対象者としての決定を受けたとき。
- (2) 住宅金融公庫の融資承認が取り消される等、公庫リフォームローンが受けられなくなったとき又は融資の契約解除が行われたとき。

- (3) 財団法人マンション管理センターの債務の保証を得られないとき又は債務の保証契約の解除が行われたとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反し、又は利子補給を受ける資格等要件を喪失したとき。

2 知事は、前項の規定によるマンション改良利子補給対象者としての資格決定及び利子補給交付決定の取消しを決定したときは、マンション改良利子補給資格及び交付決定取消通知書により通知する。

(工期)

第46条 マンション改良利子補給対象者は、マンション改良工事に着手した日から起算して6箇月以内にマンション改良工事を完了させなければならない。ただし、知事が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

#### 第47条 削除

(融資金借受報告及び額確定申請)

第47条の2 マンション改良利子補給対象者は、住宅金融公庫の融資金を借り受けた日（以下「融資実行日」という。）から起算して90日以内に、住宅金融公庫融資金借受報告書兼利子補給額確定申請書（以下「額確定申請書」という。）に、別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に規定する報告により利子補給対象額を変更する場合は、第44条の規定により決定した額を限度とする。

(利子補給の額の決定)

第48条 知事は、前条に規定する額確定申請書が適格と認めるときは、次に掲げる計算方法により得た額を利子補給の月額として決定する。

利子補給対象額にマンション改良利子補給対象者が住宅金融公庫より融資を受ける公庫リフォームローンの年利率及び償還期間により算出した元利均等月賦償還相当額と、利子補給対象額に公庫リフォームローンの年利率から1パーセントを減じた利率及び償還期間により算出した元利均等月賦償還相当額との差の額

2 知事は、前項の規定による利子補給金の額を決定したときは、マンション改良利子補給額確定通知書により通知する。

(利子補給期間)

第49条 利子補給期間は、前条に規定する利子補給交付決定の日から、マンション改良利子補給対象者が住宅金融公庫から融資を受ける期間とする。ただし、その期間が7年を超える場

合、7年間とする。

2 公庫リフォームローンの融資金の残額の全額を繰上償還した場合、利子補給期間は全額の繰上償還を実行した日までとする。

(繰上償還)

第50条 マンション改良利子補給対象者は、利子補給期間中いつでも公庫リフォームローンの融資金の残額の一部又は全額を繰上償還することができる。この場合、繰上償還を行った者は、遅滞なく、マンション改良利子補給繰上償還報告書により知事に報告しなければならない。

## 第6章 賃貸住宅の取扱い

(申込資格)

第51条 マンション改良工事に伴う利子補給を受けようとする賃貸住宅の所有者（以下「賃貸住宅改良工事申込者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 賃貸住宅の共用部分の機能向上を図るため、バリアフリー化改修工事、エレベーター設置工事又は耐震改修工事（以下、「賃貸住宅改良工事」という。）を行う、耐火構造の賃貸住宅の所有者であること。

(2) 住宅金融公庫の「賃貸住宅リフォームローン」による融資（以下「賃貸リフォームローン」という。）を受け工事を行うこと。

(利子補給の申込み)

第51条の2 賃貸住宅改良工事申込者は、利子補給の申込書に住宅金融公庫に提出した賃貸住宅改良工事に伴う資金借入の申込書の写しを添えて、知事に申し込まなければならない。

(賃貸住宅改良利子補給予定者)

第51条の3 知事は、前条の規定による利子補給の申込みをした者を賃貸住宅改良利子補給予定者として決定し、賃貸住宅改良利子補給予定通知書により通知する。

(利子補給交付申請及び資格審査等)

第51条の4 利子補給交付申請は、第44条第1項の規定を準用する。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があったときは、これを審査し、適格であると認める者を賃貸住宅改良利子補給対象者として決定するとともに利子補給交付を決定し、賃貸住宅改良利子補給資格及び利子補給交付決定通知書により通知する。

3 利子補給対象額は、1戸当たり150万円を限度とする。また、10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給対象者資格及び交付決定の取消し)

第51条の5 利子補給対象者資格及び交付決定の取消しは、第45条第1項の規定を準用する。

2 知事は、前項の規定による賃貸住宅改良利子補給対象者としての資格決定及び利子補給交付決定の取消しを決定したときは、賃貸住宅改良利子補給資格及び交付決定取消通知書により通知する。

(工期)

第51条の6 工事期間は、第46条の規定を準用する。

(融資金借受報告及び額確定申請)

第51条の7 融資金借受報告及び額確定申請は、第47条の2の規定を準用する。

(利子補給期間及び繰上償還)

第51条の8 利子補給期間及び繰上償還は、第49条及び第50条の規定を準用する。

## 第7章 利子補給金の支払い等

(利子補給金の支払)

第52条 利子補給金は、第48条に規定する利子補給額の確定通知を受けたマンション改利子補給対象者（賃貸住宅改良利子補給対象者を含む。以下同様）の請求により、年1回支払うものとする。

2 前項に規定する利子補給金の支払は、第48条に規定する利子補給の月額を基に算出した額を、住宅金融公庫に対する償還金の償還状況を確認した後、行うものとする。

(利子補給金の返還)

第53条 知事は、マンション改良利子補給対象者が第45条又は第51条の5の規定により、利子補給の交付の決定が取り消されたときは、既に支払った利子補給金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(マンションの保全)

第54条 マンション改良利子補給対象者は、申込みに際し、長期修繕計画を作成するとともに当該団地の空地进行を極力緑化する等、利子補給対象マンションの保全に努めなければならない。

## 第8章 雑 則

(譲渡等の禁止)

第55条 借受者は、融資あっせんにより取得をした個人住宅又は土地を、融資金の償還完了前に他人に譲渡し、又は目的以外の用途に供することができない。

(融資あっせん等に関する報告及び調査)

第56条 知事は、融資あっせん又はマンション改良工事の利子補給の運営に関し必要があると認めるときは、取扱金融機関又は借受者若しくはマンション改良利子補給対象者に対し、必要な事項について報告を求め、又は職員をして、当該融資あっせんにより取得をした個人住宅の建設状況及び利子補給対象マンションの管理状況並びに帳簿及び書類等の調査をさせることができる。この場合において、取扱金融機関並びに借受者及びマンション改良利子補給対象者は、これに協力しなければならない。

(委 任)

第57条 この要綱を実施するため必要な事項は、局長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成2年5月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成3年5月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成4年5月12日から施行する。

附 則 この要綱は、平成5年5月12日から施行する。

附 則 この要綱は、平成6年5月12日から施行する。

附 則 この要綱は、平成7年4月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成8年5月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成8年5月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成8年11月27日から施行する。

附 則 この要綱は、平成9年5月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成10年5月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成11年5月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成12年4月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年4月16日から施行する。